

令和5年度種子島滞在型観光促進事業  
「星空観光企画事業業務委託」公募仕様書

1. 業務名

星空観光企画事業

2. 業務の目的

種子島は、国内最大のロケット発射場を有し、宇宙に最も近いイメージと美しい海をはじめ鉄砲伝来の地という歴史的聖地のほか、豊かな自然と食は島の魅力であり、日中の観光コンテンツは多く存在するが、夜間のコンテンツの少なさから滞在型観光に繋がらない一面もある。

このことから、「ロケット」・「海」・「自然」と相性の良い「星空」を組み合わせ、これまでにない新しい観光コンテンツを創造・育成し、「宇宙に最も近い島」の観光商品づくりを進める必要がある。

種子島の「星空」を活用し、数少ない夜の観光コンテンツを作り上げ、国内にあるどの離島よりも「宇宙」に親和性のある種子島特有の新しい観光企画の作成を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年1月末まで

4. 業務の内容

令和4年度に新規事業として「星空観光企画事業」を実施しており、「2. 業務の目的」に示している内容により、「宇宙に最も近い島」の観光商品づくりに向け、ガイド育成、鑑賞スポット選定・現地調査・精査、ツアーモデルコース草案・デモ体験、PR素材の制作を行っている（※別添「事業報告書」参照）。

本年度は、昨年度の事業結果を踏まえ、モニターツアーの実施やガイド養成など図り、引き続き受入体制の構築を図る。また、「星空観賞」のコンテンツのみならず滞在型観光の促進に向け、星空と組み合わせたコンテンツ開発を行う。加えて、種子島の星空イメージ戦略として、昨年度に本事業で制作した静止画写真やプロモーション動画を活用し、自治体や種子島観光協会が持つ媒体やイベントでの効果的な情報発信を行う。

上記業務の効果的な展開には、「星空観光」の知見を有し、他の地域・施設の観光コンサルティング経験者による対応が必要とされる。本事業の性質上、「2. 業務の目的」を達成していくには、以下に示す業務の詳細以外の提案も参考にしていく必要がある。よって、提案者は、専門的な知見を活かした効果的な企画を予算の範囲内において提案していただきたい。

(1) 委託業務の企画設計及び進行管理

「2. 業務の目的」を達成するため、地域の実態や課題を確認しながら企画設計を行うこと。また、関係機関と連絡調整を密にし、進行管理を徹底すること。

## (2) 基本業務

### ① モニターツアー企画・実施・運営

夏・秋・冬の計3回実施。1回あたり2泊3日の行程で15人程度の参加。参加者は旅行会社・星空専門家・一般者。

### ② ナイトコンテンツ・イベント開発

例えば、「宇宙センター」・「ヨガ」と「星空」を組み合わせたコンテンツ・イベントの企画及び調査など、「星空観賞」のコンテンツのみならず滞在型観光の促進に向け、星空と組み合わせたコンテンツ・イベント開発を行う。

### ③ 特設バナー作成・貼付

自治体・種子島観光協会・旅行会社等のLINEやInstagramでの効果的な配信のため、バナー作成及び貼付を行う。また、その素材と使用权を納品すること。

## (3) 検証業務

### ① 企画・開発したモニターツアーコース及びナイトコンテンツ・イベントのアンケート調査等

例えば、企画・開発したツアー・コンテンツ・イベントの魅力度・行きたいと思う度合い・かけられる費用・希望の交通手段・懸念点など、ブラッシュアップが検討できる項目を作成し、LINEアンケート等を実施すること。

### ② アンケート調査結果・考察資料の提出

アンケート結果及び考察資料を提出すること。なお、アンケート結果は、エクセルデータ(CSV)、考察資料はpptxとする。

## (4) 成果品の提出

委託業務終了後、速やかに下記の成果品を提出すること。なお、成果品に瑕疵など確認された場合には、業務担当者の指示に従い必要な処理を行うこと。この場合、費用は受託者が負担するものとする。

### ① 業務実施報告書

業務実施報告書(様式任意)を5部提出すること。なお、報告書は、委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

### ② 電子記録媒体

報告書データを入れた電子記録媒体(CD又はDVD)を5枚提出すること。

## (5) 著作権等の取扱い

### ① 著作権者

著作権法(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、種子島観光協会に帰属する。

## ② 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、種子島の観光振興に資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。

## ③ 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うものとする。なお、それに係る費用は、委託料に含むものとする。

イ 委託者及び受託者が従前から所有していた写真等の素材を使用する場合についても、前記アのとおりとする。

ウ 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。

エ 第三者からの異議の申し立て及び風葬の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

オ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、種子島観光協会と受託者で協議するものとする。

## (6) その他・業務遂行上の留意点

① 本業務は、本仕様書に基づいて実施することが基本となるが、「4. 業務の内容」で示したように、目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。

② 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密をもらしてはならない。

③ 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

④ 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、種子島観光協会と打合せを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。

⑤ 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、種子島観光協会と協議の上、許可を受けること。

⑥ 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を種子島観光協会の許可なく、公表、貸与、複写または、漏洩してはならない。

⑦ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る費用は、受託者の負担とする。

⑧ 業務に必要な資料及びデータ等で提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却

すること。

- ⑨ 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、内容の変更。中止の判断を双方で協議し決定する。
- ⑩ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施あたり疑義が生じた場合には、すみやかに種子島観光協会と協議の上、適切に実施すること。